

# 時の楔通信

第△8▽号

一九八三・九

## ～序～

第一部は、「～公判過程が、これまでの持続の中で現段階において示している展開を「抄」の水準で記したものである。これまでの通信各号で明らかにしているように、このようない～公判過程の記述は、可視も不可視の参加者にとって包括的な把握の視点の一つを創出しようとする試みであるにとどまらず、公判への通信や発想の応用を含めて、公判過程の不可欠の構成要素としても位置しており、さらに「～（公判）闘争を媒介して交差するテーマや、それから最も遠いテーマを計測する媒介である。

第二部は、前記の方向をおしすすめて、公判という形態からはみ出してはいるものの、本質的に大学闘争のテーマを具体的な場で応用している例の記述であるが、第一部と第二部に共通する表現論としての問題は、いずれの記述も切迫と必然から規定されているとはいえ、というより規定されているからこそ、その記述が無数にとりうる視点や範囲の一つを過渡的に仮装しているにすぎず、また記述の水準から遠心的（a）かつ求心的（b）に無数のテーマが関係づけられつつ、紙面に出現しないまま提起されていることである。私は

たちは（a）については膨大な他の領域への時・空間をこえる方法論として再構成する努力を続けているし、（b）については一瞬に言及するまで次へ移らざるをえなかつた原表現や場所的関係性への公開的回路をつねに作っておこうとしてきた。

第三部は、第一部→第二部→…の方向を極限までおしすすめたとして出現する問い合わせから私たちの現在を逆包囲してみたときのヴィジョンである。「未来からの遠い夢」ともいえる第三部は、この号では断片的に散開星雲の光を投げかけているにすぎないが、必ずしもしていくことは確実である。

一九八三年九月五日

時の楔通信II編集発行委員会  
(連絡先)～闘争の現場

目 次

### 第一部 ～～公判過程〔抄〕

△大阪▽高裁……………三

△京都▽地裁……………八

△東京▽地裁△高裁……………一二

△岡山▽地裁……………一七

△高松▽高裁……………一九

最高裁（△南山▽大II上告審）……………二二

### 第二部 ～～闘争過程〔抄〕

△祭▽と△労働▽の条件……………一四

△極北▽の組合費……………一六

△昔の女▽と△神学論文……………一七

未知なるものへの祈り……………一九

子どもたちからの表現……………三二

子どもたちへの表現……………三三

### 第三部 時の楔がみる夢〔抄〕

三七

## 第一部 ～～公判過程〔抄〕

### \* △大阪△高裁

一九八三年四月二六日（第一回公判）  
第一回の神戸地裁判決（一九八一年一〇月二八日）以後一年半を経過して、やっと開かれた意味、その間に神戸大学闘争にかかる前共同被告人の審理と判決が出された過程については通信第八七〇号に記した通りである。

窓のない一〇階の一〇〇二号法廷での開廷はかなり遅れた。といふのは一・一八付の公判期日通知が裁判所→検察庁の迷路で行方不明になり、当日の開廷時刻をすぎてからの書記官の問い合わせで、あわてて検察官がやってくるというドジをふんだからである。この△行方不明△は、△一公判に対する長期の緊張に耐えかねた検察庁内部の乱れに起因しているであろう。

あわててやってきた高検の検察官は一番で出会ったことのある山路隆であった。△大谷和夫△（正式の担当者？）と誤記されている。

第一回公判における被告人側の方針の先端には△一九八三・二・二二△付の仮装被告（団）からの表現（第八七〇号参照）に検察官、裁判官が答えることが設定されていたが、裁判長（吉川寛吾）の形

どおりの確認——双方の控訴理由、答弁は、それぞれ提出した文書の通りか——に対して、被告人側の発言、弁護人とのうち合せができないまま次の証拠調についての打ち合せに移ってしまったのは関係性の本質から許されることではなく、準備不足の検察側が証拠調請求文書を次回までに提出するという法廷外時間を逆用して、この公判の未完了の提起を持続、拡大する必然が生じた。この必然への微分係数が最も重要な公判経過であるといえる。

前記の視点から第一回公判と第二回公判の期間が、重要な△審理△の場となってきた。日付と内容の要点を列記すると

四月二六日 証拠調請求書（一）—弁護人（河原）

七個の事件の証拠調の前提としての公訴棄却等の主張に関する△、時の楔通信第八二〇号（二七〇三三ページ）（教授会審議経過メモの意味）

二、昭和四五年四月八日にに関する検挙状況一覧表等。（松下の逮捕時刻のズレが示す誤認逮捕）

三、前記にかかる被疑者発見報告書。（黙否中の松下、森川らの逮捕番号と氏名の対比。この報告書は竹中に関する名古屋高裁公判で検察側からそれぞれの顔写真と共に提出されていた。）

四、神戸大学教養部の昭和四五年度学年暦（予定表の五月四日は第一学期、一〇月一六日は第二学期の開始日であると共に、処分策動のエスカレート点である。）

五、昭和四五年五月四日付の逮捕状。

六、同年七月六日付の湯浅→松下の告訴状。（一、五、六を被告人側が入手したことは一番段階の検察庁内部の「乱れ」の逆

用を暗示している。）

七、名古屋高裁（被告人・竹中）の一九八一・九・三〇と一一・三〇公判調書（竹中証言の信用性を批判する検察官、裁判官に対する本質的反論）

以上の証拠の他に証人として二に関する機動隊中隊長の谷田充、松下を逮捕した警察官の波多野幸範、七に関する竹中千恵子。

（註——この証拠請求書は四・二六公判で提出されたが、検察側のおくれも未提出のために当日は裁判所による判断の対象にならなかつた。）

四月三〇日 証拠調請求書——検察官（山路）

昭和四四年一二月三日段階の神戸大学教養部庶務掛長の堀井健一（投票用紙の未回収→威力業務妨害の立証）

五月二一日 弁護人の四・二六付請求に対する検察官の意見書——全ての証拠と証人を不同意・不必要とする。

五月六日 裁判所から弁護人への（検察官の証拠調請求についての）求意見書

五月一〇日 証拠調請求に関する意見書（一）——弁護人（註——この文書は五・六付の求意見書に対応するのではなく、求意見書到着前に四・二六公判の不十分さを転倒するために構想された。その要点は、

一、検察官に対する  
a、被告人作成の控訴趣意書の全項目  
b、弁護人作成の控訴趣意書のうち、まだ答弁していない項目に関して答弁書を双方の証拠調請求の前提として提出させよ。

二、被告人側の控訴理由は大別して  
一、上原、島岡らに関する二審判決などの記録取寄請求（註——

本質的併合と判決批判によりへ神戸▽大学闘争▽裁判過程を最終的に止揚するためであると共に、記録の公開を拒否する上原被告人や、上告のため記録が最高裁へ移送されている島岡被告人の関係的な遠さの対象化として)

二、被告人の逮捕手続書類（一九七〇年四月八日、五月一八日、一九七一年九月七日、一九七二年二月一五日の各逮捕の政治的策謀性）および神戸大学が松下研究室から押収、留置している物品についての文書提出命令の申し立て。

五月一七日 裁判所による検察官の堀井証人採用決定。

六月七日 証拠調に関する意見書（三）——弁護人

被告人側の意見書（一）、（二）がうけ入れられることへの批判と、今後の証拠調の方向についての原則を強調。

六月七日 証拠調請求書（三）——弁護人

前記文書と共に公判日付の数日前に郵送されている。ここでは、これまでの請求（一）、（二）の内容を詳細に意味づけ、とくに松下研究室内の物品の中に

一、「く」の字形事件でペンキ入りのカンと誤認されているミルクのカンおよび雑布。

二、七〇年四～五月の教授会審議経過メモ原本。

三、七一年九月七日の診断書（浜本医師）

四、七一年九月二二日の事件の時間帯に被告人が六甲山系の油コブシにいたことなどを示す自主講座の活動ノート六冊。

五、七二年二月一五日の卵と誤認されている松下未宇ら作成の紙飛行機。

が含まれていることを強調しているのが注目される。その上に立

（口）当日作成し、押収されている診断書。

（口）中尾麻里子（前項や清水早子らの意味）

六、昭和四六年九月二二日の事件に関して  
（口）坂本守信と竹中千恵子（原判決のいう二証人の証言のくいちがいはありえず、不正確な記録と予断に依拠する原審裁判官の責任は重大であること）

（口）山本聖（原判決が依拠する検察側の有本証人から供述）証言の誤りを確認した経過等）

四、被告人が油コブシに存在したことを示す活動ノート（前出）

七、昭和四七年二月一五日の事件に関して  
（口）森川佳津子に対する確定判決（前出）

（口）東京理科大、宮内氏に対する処分が無効であるとする昭和四九年九月一九日付の確定判決（教員の警備活動は業務命令の対象ではない）

（口）a 神戸地檢の任海 一が本件と同一現場で生じた事件の公判へ提出した証明書（本件の被害者とされる吉安、本田は業務に従事していない）

（口）b 前記事件の七一・一一・九公判調書。（前記証明書と松下の関連）

四紙飛行機（前出）

（口）永里繁行（大学当局の意図的通報と、原判決のいう行為時刻には被告人は学外の護送車の中にいた事実等）

一九八三年六月七日（第二回公判）

公判調書によると、裁判官は吉川寛吾、吉田治正、見満正治、検

つて、この請求書（三）では

一、昭和四四年九月一日の事件に関して

（口）同日付の各紙新聞夕刊の記事（当日の経過が半年後に政治的に逆用され処分、起訴されていくカラクリ）

（口）坂本守信（一審証言を多くの誤りを含む要約調書により判断した判決批判）

（口）鈴木その（前記を別方向から立証）

二、昭和四四年一二月三日の事件に関して

（口）昭和五〇年一〇月二七日付の森川佳津子に対する神戸地裁判決（検察側の非控訴の理由。判決中の威妨罪と公妨罪に関する考察は二・一五事件の法令の適用の誤りを立証する。）

（口）井沢義雄（八三年三月まで教養部長。研究室からの押収品についても証言）

（口）藤原正好（へ七・一二▽公判被告人）

三、昭和四五五年一月八日の事件に関して

（口）当時の時間割（B一〇八の使用状況）

（口）戸上一（経済史教官。証拠写真にある黒板の休講掲示の出現時期等）

（口）ミルク・カンと雑布（前出）

（口）竹中千恵子（前項の意味）

四、昭和四五五年四月八日の事件に関して

四・二六付の証拠調請求（一）の全てを援用し、前出の教授会審議経過メモ原本の提出命令を追加請求する。

五、昭和四六年九月七日の事件に関して

（口）医師、浜本多恵子（一審証言の正確性）

察官は高橋哲夫である。

検察側証人（堀井）は人定、宣誓の後、主尋問に対しても次の点を含む証言をおこなった。

a、昭和四四・一二・三の教授会出席表による出席者数の確認。

b、当日の教授会議事録による審理の順序と投票用紙未回収の経過。

c、松下の入室時の証人の位置図解。

これらは全て原審判決の唯一の無罪部分（威力業務妨害はなかった）を有罪として行く立証計画に沿つたものであり、現実の総体的な動きや構造、その情況性などに全くふれえないものであった。

被告人側は、島岡被告人らの控訴審における堀井証言速記録を直前に島岡氏から入手し、反対尋問プランを立てていたが、検察側も同様にこの記録を検討して主尋問プランを立てていたらしく、質問の仕方、内容は、より紙上犯罪的に精密化されていた。なお、検察官は前記a、b、cの証言に用いる文書のコピーを裁判官、弁護人にのみ渡していたので、被告人はこれを逆用して被告席を弁護人のとなりへ移動し拡大させることに成功した。検察側の逆共闘ともいえよう。

予定時間が迫ったので反対尋問や、今後の証拠調についての打ち合せは次回に続行されることになったが、閉廷直後、フト証人控室をみると警備員が待機していたのが印象的であった。反対尋問や証拠調請求に際しての被告人の超公判的批判を、あらかじめ想定している裁判所権力の姿が露出しているともいえる。さらに他の前共同被告人の控訴審では判決当日にのみ警備体制がしかれたことと対比すると、この公判は毎回がへ判決▽位相であることを暗示している。

被告人（松下）も、この日、反対尋問の禁止、証拠調請求の全面却下の可能性は想定し、それを越える表現行為の準備もしていたが、この表現行為は警備体制によって抑圧されうるようなものではなく、はあるかにう的なものであったこと、および、裁判官らは△怒り△の対象として卑小すぎることは付記しておく。

その際、無数にわき上ったヴィジョンのうち、周辺的なもの一つだけを示しておくと、被告人に全ての発言が禁止され、強引に結審された場合、垂直方向の制裁△審理は別として、この大阪高裁における刑事事件の証言としては、一九八二・一一・一二の島岡被告人の公判における証言が唯一のものになるであろうという予感、そして、このささやかな証言の中にこめられたテーマ断片からも、もし視る人があれば△神戸▽大学闘争の本質に迫りうるだろうという思い、さらに、公判に限らず私たちの生涯のさまざまの試みは、このように思いがけない別の窓口からしか何かを見ることができないような構造として、あらゆる抑圧力学に抗しつつ存在しているのかも知れないという感触であった。他の前共同被告人らやこの事件の裁判官が被告人（松下）の発言や証言を率直に、公平に認め、実現させていたら、これらのヴィジョンに到達することはなかつたかも知れない。これも一つの逆共闘の成果であろうか？

一九八三年七月二一日（第三回公判）

事前に被告人らから強い要請をうけた弁護人（河原）が、被告人から反対尋問をくりかえし要求したが、検察官、裁判官は強く反対し、結果的には弁護人が被告人のプランにもとづいて反対尋問をおこない、次の点が確認された。

裁判官は長い合議の後で、六対の△▽の魔力に抗し切れずに？竹中証人と戸上証人のみを採用し、判決群については記録取寄はしないが、被告人で入手△提出すれば受けとる、とのべた。これは被告人相互の△遠ざ△に気付いている裁判所権力による逆審問である。このことを含め、裁判所△検察官による△証拠調△の庄殺△逃亡を必ず審問する場の創出が私たちに求められている。

そのためにも、次回公判（十月十一日）までに、すでに山本聖証人が有本証人と△年ぶりに出会って、有本氏の七一・九・七ビラ（△門司大里教会▽月報 第△二九△号参照）が現在も生きていることを相互に確認し（七・一六）、仮装被告団体による六九・二・三△未可知なるものへの祈り△表現を求めての巡礼（二九ページ参照）、島岡、上原被告人の上告過程への提起などが持続している。

前共同被告人（島岡、上原）の上告過程に関しては現在まで私は最高裁の反応を確認していない。二審判決文は裁判所を媒介しない仮装被告（団）の努力によって入手し、森川判決、宮内判決と共に証拠として提出準備をすすめているが、これは現在の控訴審が大学闘争の全判決や各被告人△当事者の把握の仕方をここで△最終的△に批判△対象化していく位相にあることの喻であることはいうまでもない。

## \* △京都▽地裁

京都大教養部 A三六七号室の△占有△を認めよ、という仮処分申請書が△自主ゼミ△実行委員会から京都地裁に五月三日の会通信二

a、教授会メンバーの出席チェックは入室時にのみなされ、途中退席者のチェックはなされていない。

b、当日の出席数七六と投票数六三の差はあるが、aの慣例の他に、持続的に投票を拒否する複数の教官の存在によって、どの教授会でも出席数と投票数のズレが生じうる。

c、松下らの入室したドアと、もう一つのドアの各入室時の時刻、態様などは△一審（八二年）の証言と比べて意図的に有罪立証のため偽証されている。（△島岡祐生△）

さらに、本来、教養部改革案によつても教授会は公開される方向にあることが周知の事実であり、実質上、公開されたケースも数回あり、旧秩序回復のための報復的公訴△控訴こそが情況の本質に反していることも明らかになつた。

証言終了後、裁判官は被告人側の証拠調請求に関する検察官の包括的意見をきいた。検察官によれば、同意できるのは、森川判決、宮内判決のみ（ただし立証趣旨には異議）、警察側文書、診断書、時間割などは関連があるとしても不同意、提出命令、検察官証明書を含め、のこりの全証拠、全証人は不必要、とくに研究室から大学が押収しているミルク・カン、活動ノート、紙飛行機などは、こういうものを請求する発想自体に異議がある、というものであった。ここには、たんに被告人側立証への反撃というより、はるかに深い関係性的嫌悪△怖れの次元的位階が連鎖していることを見抜く必要がある。権力は、これらの証拠の一つ一つによって、まして総体によって、本件のみならず△神戸▽大学闘争庄殺の全構造と方法が解体するのをよく知つており、ひたすら権力的に拒否して対等の論議と立証から逃亡しようとするのである。

一号、時の楔通信第△五△号などと共に提出されたのは、一九八三年三月三一日午後であった。この日の午前には通信第△七△号が印刷過程に入っているのは情説的な同時性を示している。

仮処分申請書（申請人は過渡的に坂本守信と松下昇、被申請人も過渡的に京都大学長の沢田敏夫、教養部長の渡辺実、ドイツ語教室主任の林功三）の全文は△一〇三通信△第△〇△号（連絡先△岡山市津島中△一△R B△〇二）に掲載されている。また第△〇△号に続く△一△号には仮処分申請に対する△京△大進歩派教官△の根底的批判が掲載されているので併せて読んでいただきたい。また△一〇三通信△各号は、七月八日の却下決定に対する△七・一九△付の即時抗告申立書に添付されている。

事件番号として昭和五八年（ヨ）第二六三号のこの事件について、公判未開始のまま申請人、被申請人を別々に裁判所（第五民事部）に呼び出す審尋がおこなわれた。申請人が出席した日付と内容の要点は次の通りである。

内の主体を追加し、申請理由を追加する申し立て。八一・一〇と

八三・二に「自主ゼミ」実行委が出たビラを添付。

四月一四日付で被申請人の答弁書。指定代理人として大阪法務局から三名（西川、前田、北村）、京都法務局から二名（森野、北村）教養部から部長を含む教官六名（西村、岩橋、高木、小島、井口、林）、事務官二名（森田、林）、経理部事務官一名（岸本、植田）が登場した。内容の要旨は、申請の却下と、申請の不適法性である。前者の理由づけを国有財産管理の立場、後者の理由づけを自主ゼミ実行委の民訴法四六条にいう団体の資格の欠如および大学が当事者適格をもたないことに求めている。

四月一五日付で申請人から申請理由補充書。この中で双方の当事者の流動性を積極的に把握すべきこと、保全の必要性と切迫が強調されている。申請人の一人（浜本）も別の文書でA三六七にある証拠品と高松、松江の裁判の関係などを具体的に述べている。

四月一五日（第二回審尋）

申請人（坂本、松下）は前記の文書群を媒介して論点を深化させ、裁判官をへ弁護士／としても機能させつつ、大学側が申請を却下させるための論理として「実力排除しない」と答弁してしまっている点、大学側が本訴を提起すれば仮処分申請は解消的に止揚される点などを公的に確認した。

四月二二日付で被申請人は疎明資料を提出した。一号～九号証の中には、七四年のA三六七占拠段階の教養部代議員大会議案書やビラのコピー、神戸大学教養部広報第一五号部分コピー、岡山大学坂本处分関連文書コピー、現ドイツ語教室主任＝岩橋 保の陳述

書が含まれている。

四月二八日付で申請人から、被申請人の国への追加的変更と、答弁書批判および反批判の要請。（後者は実行されず、國／＼大学が自主ゼミ側の論理に屈伏したことが示されている。）

四月二八日付で「鈴木れい、その、／＼から共同訴訟参加申立書提出。これは前回の審尋で申請人の追加を認めないとべた裁判官の方針を転倒するためにもおこなわれた。この後、裁判官の意識の中でも申請人と参加人の区別が存在しなくなっている経過は重要である。

四月二八日（第三回審尋）

申請人（坂本）は、陳述／訴訟行為を浜本さんに委託して非在し、浜本と松下が出席。前記の文書群をめぐるやりとりの場に浜本さんの入室は許可されなかつたが、内容的な参加が本質的に実現されて行く契機となつた。

五月一三日付で被申請人は鈴木れい、鈴木その、浜本多恵子の参加に対する異議申立の意見書を提出。理由は「訴訟の目的が当事者の一方及び第三者に付き合いでのみ確定すべき場合に当らない」という形式的、低水準のものであるが、注意すべきは、具体的に参加申立文書を提出していない浜本さんを異議の対象とし、「鈴木れい、その、／＼の最後の／＼を抹殺していることである。逆にいうと、／＼の抹殺が浜本さんの参加申立方法の／＼性によって転倒されてもいる。

五月一七日付で「竹中まい、とき、みな／＼竹中千恵子」から補助参加申立表現。子どもたち（六才、四才、二才）の表現は四・二三

の神戸大教養部教室群／＼A四三〇における自主講座への参加（登校や登園を自発的に放棄しつつ）をへて作成されており、表現論とともに重要性をもつ。（三三一ページ参照）

五月一七日付で申請人から最終意見および被申請人主張・書証への包括的批判を文書リストと共に提出。（正本ドイツ語の本、パンフ時の楔、（古本）市に関する八〇・四および八一・四のビラ、時の大通信第八七〇号、A三六七の写真一二枚を含む）

五月一七日（第四回審尋）

申請人（坂本、松下）の他に審尋開始前から審尋の場を占拠していた鈴木れい、鈴木そのも参加した。申請人側の主張を弁護人標準の判断で整理し提出せよ、というこれまでずっととなされた裁判官の要求を転倒するかたちで、申請人らの主張を補強し正当性を認めていた鳥丸法律事務所の弁護士（徳島地裁の一公判過程をへて提出過程の仮装的本質を了解しうる人）の申請人あてメモのコピーが提出された。裁判官としては専門の弁護士を選任させ、全ての参加人を却下し、申請内容を法的言語の秩序性におしきめること、あるいは、それ以前に弁護士から勝訴の見込のないことを説得されるのを期待していたのかも知れないが、申請人側は、弁護士とも打ち合せしつつある、といつて審尋の回数を（従つて／＼占拠／＼の期間を）のばし、弁護士存在の対極にある参加人（それも子どもが主体）を繰々とくり出し、反証が不可能なまでに被申請人の主張、書証を批判しているのである。しかも裁判官も知っている「あの」弁護士まで非公式なメモではあれ（申請人の主張は）ひととおり筋が通つており、これを撃破するのはむづか

旨は

一、被申請人は形式的に国とするが、同時に申請段階から現在までの各役職にあつたものを全て含む。すなわちA三六七抑圧にかかる機構／個人の全構造を被申請人として対象化する。

二、A三六七を公開の位相で使用するもの総体が対等な申請主体であり、申立手続上から申請人と参加人の区分がいられないにすぎない。これは訴訟参加に関する全ての前例と決定的に異なる特性である。（この特性はA三六七の空間性や情況的意味の特性と深くかかわる。）

六月二日付で浜本から現場検証申立を文書で提出。

六月二日（第五回審尋）

申請人（坂本、松下）は、身体的条件の他に当事者資格についての提起の趣旨からも積極的に非存在し、開始したがらない裁判官を説き伏せつつ、竹中、浜本、鈴木（れい、その）が自主ゼミをおこなつた。当事者性については論点が更に深化して、子どもの法定代理人にこだわる発想の根拠が問い合わせられ、子ども／＼こそが眞の申請主体であるというテーマが明らかになつた。これに関

連して、五・一七に提出した子ども達の参加申立表現<sup>△○△</sup>が、まだ相手方に送付されてないことが判明したので、六・二付現場検証申立<sup>△○△</sup>と共に必ず送るように要求した。なお参加人（竹中）から書証の追加（九州教区総会に対する建議案とビラ）をおこない、参加やテーマの範囲が可視的に裁判官が想定する範囲をはるかに越えていることを示唆した。（一八ページ参照）

六月九日付で鈴木そのを鈴木れいの法定代理人とする過渡的疎明資料として住民票謄本を提出。この提出は家族制度に規定される法体系を転倒していく過程での生誕<sup>△</sup>参加の位相からおこなうという文書を添えてなされている。

六月九日付で浜本から六・一付現場検証申立への補充書を提出。民訴法一三一条にいう「訴訟関係を明瞭ならしむる」ための△現場▽を対象化する責任が裁判所（や私たちのそれぞれ）にあること、大学側は実質上、申請人と参加人の共同占有を認め、個々人を区別せず対等に扱っていることが強調されている。

六月一三日付で△竹中まい、とき、みな△竹中千恵子△から補助参加申立補充書<sup>(1)</sup>を提出。ここではA三六七空間（子どもたちにとっては、古本市の名で親しまれている）へのかかわりが、現在の教育制度のみならず、風土、宗教、国家をふくむ全幻想領域との対峙としてもなされていること、このような空間の存在さえ包摶しえない機構は必ず子どもたち（や今うまれつある何かの生命）が対象化する△暴力▽によって滅び去るであろうことが予告されている。

六月一四日付で被申請人から、竹中千恵子、まい、みな、ときの補助参加に異議を申し立てるという意見書提出。ここには理由が全

く記されていざ、それ自体で異議の成立不可能性を立証しているだけでなく、子どもたちの表現に対する根源的恐怖もかんじられる。

七月八日付で仮処分申請却下決定（第五民事部の裁判官、宮地、下山、小野）は、却下の理由づけ以前に構成上の誤りを犯している。すなわち決定に至る経過の記述に際して被申請人の認否、反論があつたことまでを記してはいるものの、これに対する申請者側の批判、証拠調請求、現場検証申立があつたこと、被申請人から全く弁明、反証がなかつたことを記しておらず、判断の公平な基準の欠如が開示されてしまっている。

申請や参加を却下（棄却ではない）する理由も不正確を極め、書証をほとんど読みこなし得ていない。まして△現場▽の緊急性▽情況性にふれうる資格のないことが明らかになっている。決定全文は関連資料と共にA三六七で回覧可能△必要。

七月一九日付で坂本、松下から

七月三〇日付で浜本から

八月四日付で△竹中まい、とき、みな△竹中千恵子△から即時抗告をおこない、いずれも七・八決定を取り消し、本件仮処分申請を認め、共同訴訟参加および補助参加を認め、本件に関する全ての訴訟費用を被申請人に負担させる、との裁判を求めてはいるが、申立理由は、それぞれの必然性に応じ、かつ時間的重層性（送達時のズレを媒介する）を応用して極めて多彩な内容になっている。ただし、即時抗告一通について収入印紙二、二五〇円、郵便切手八六〇円数組の納入が命令されてきており、△重の送達費用をふ

くめて訴訟費用の負担が△公判をたんに経済的に抑圧していくというにとどまらず、このような裁判の経済的側面の対象化△解体の必要性も重要なテーマとして現われてきている。（東京地裁△高裁の項一三ページ参照）

前記の経過と平行して次の事態が明らかになってきた。

七月二九日 A三六七号室内に京都地裁執行官（藤岡二郎）名で仮処分公示が掲示された。これによると債権者は国、債務者は松下、坂本、鈴木、浜本、竹中であり、執行官は債務者らの占有を解いて保管した上で債務者らの使用を許すことである。文中に昭和五八年（甲）第六一三号仮処分決定という言葉があり、国側の新しい仮処分申請の可能性が想定されたが、決定正本は八月に入つてもとどかなかつた。そこで

八月四日 債務者の一人（松下）は竹中まい、とき、みなと京都地裁へ出かけて七・一九付の国側の新しい仮処分申請や写真を含む八つの書証、七・二二付の決定（第五民事部）などを閲覧△謄写請求した。

八月八日 決定の送達のおくれ（八・四以後とどく）を批判しつつ

債務者側の決定内容への異議申立の意志表示を文書で提出し、内容的展開は、記録謄写入手後に詳細におこなう、と通告した。これによつて仮処分公判（第一回は九・五）が開始されることになり、一九七一年四月の神戸大A四三〇研究室に対する国側の仮処分申請△決定△異議△公判開始の回路が、十年をこえて再び巡ってきたことになる。しかも国側は八・二五付で本訴提起したので△自主ゼミ△側は研究室公判をふくむ△次の△一公判における経験を応用しつつ、新たなテーマ群に統一被告團△原告團位相

## \* △東京▽地裁△高裁

### \* 第一次訴訟（高裁民事第一部）

一九八三年三月一六日の民事第一部の判決は第八七〇号にも記したが、一部に校正ミスがあり、正確には

一、人事院審理再開請求却下

二、賠償請求棄却

三、参加申立（清水早子）却下

四、訴訟費用は原告の負担である。

（三月二五日付で控訴人（松下、清水）から控訴申立書が、四月九日付で控訴申立理由書が提出されており、理由の要旨は、まず判決項目に対応して

一、人事院が昭和五七年三月二六日付で政治的に判定を出したことを依拠して再開請求を却下することはできない。判決は三月の人事院判定後に原告から東京地裁に対してなされた判定取消請求および本件との併合請求を分断受理する権力性の下で、本件の弁論続行、記録訂正の申立など審理の本質的条件創出の試みを全て無視してなされている。

二、十年以上も審理を放棄した人事院に違法はなく、「その余の点について判断をするまでもなく」賠償請求を棄却するという判決理由は、いかなる正当性ももちえない。裁判所は自らの業務感覚から、審理の十年以上の放置と政治的再開と結審が、いかに異様であり、n事性の厳しさをもつかにふれえない限り、本件を論じる資格の前提がない。

三、すでに昭和五六年九月一四日以来、くりかえしなされた清水早子の参加申立表現に対して人事院側は異議を申し立てずに他の弁論、主張をおこなっているから民訴法第六七条「異議権の喪失」に当り、却下の対象となりえない。

四、民訴法第三六一条により訴訟費用に関する控訴が禁じられていて、この条項自体が憲法第三二条（裁判をうける権利）をふくむ法の未来的構造（国家機関に対する個人の非国家的集団の<sup>被</sup>提訴費用は全て国家が負担しうる度合でのみ国家の非抑圧的

正当性が国家からも辛うじて主張されうる。）に違反している。

五、（一九八二・七・一〇）付の提起（註——第八七〇号一四ページ参照）に対応するへ訂正<sup>v</sup>がなされていないのは民訴法第

一四六条違反であり、その他判決理由総体の批判は今後、具体的に立証していく。

六、

という構成をもっている。

一九八三年六月二九日（第一回）

高裁第一号法廷は午前一時から三〇分間で十件の審理が予定され、まるで秒ぎざみの交通整理的な訴訟指揮がなされていた。裁判官（小堀勇、吉野衛、山崎健二）は、平身低頭する各事件の代理人に次回期日をいい渡すのが主要な業務のようであった。これの中で、原告側代理人弁護士のいない昭和五八年行コ第三二号事件が異様においを放っていたのは当然かもしれない。

裁判長（小堀）は原告（松下）に対し、痴呆的な驚きの表情を浮べながら、「弁護士をため、参加申立はとり下げる」とくりかえし、原告からの反論も全く経験のないためか理解できず、むしろ傍聴席の法律専門家たちに、ざわめきが拡がった。（その中の一人は閉廷後、廊下のベンチにすわっている原告に語りかけてきた。）

被告側（人事院と国）代理人は、控訴表現が全く判らないから、といいたい所を、共通して担当している第二次訴訟の原告からの六・一付提起（後出）で楔をうちこまれているために、「答弁書は、いくつか求釈明してから出すが、一言でいうと控訴棄却を求める、

（八五〇号三七ページ参照）

七、東京地裁第二次訴訟で人事院側が本年七・一五付で出した答弁書

八、時の楔通信第八七〇号14～19ページ

九、法律扶助協会の本年四月段階の扶助拒否決定と通知

の、それぞれの部分的コピーを疎明資料として添付することによつて

△、一〇七に関する裁判や、人事院審理において職業的弁護士が加わっていない意味の重要性。仮装原告団の十年來の試みの現在性を八から把握すべきこと。

△、九の拒否は、民事訴訟は当事者本人がやるべきであるとする弁護士や協会職員の共闘的見解と連続していること。

△、原告の出廷如何にかかわらず、今後は参加人を中心において審理をおこなっていくべきこと。

△、一〇七に関する裁判や、人事院審理において職業的弁護士が加わっていない意味の重要性。仮装原告団の十年來の試みの現在性を強調している。（公判前に郵送）この文書と、これまで何回も出

してきた申立書のちがいは、一つには参加の問題に全く無経験な裁判官（高裁）を媒介して十年來の参加のテーマを具体的に対象化するため総体的な資料の提出を開始していることであり、もう一つは、

△、一〇七の原告の出廷条件でなく、恒常的非在を前提として審理の条件が提起されていることである。

原告からは参加人を媒介して、○一〇七公判期日の延期を人事院が数回にわたり申し立てた時の理由書、○原告が七三年九月の東京都人事委員会審理（菅谷処分をめぐるもの。なおこの審理は都立大進歩派教官かつハイネ研究者の井上正蔵の証言に先立つ宣誓時に、松下と解放学校参加者たちが起立しなかったことを理由として永続

的に宙吊られている。)の会場から人事院公平委にかけた電話の聴取記録、②七一年七月の六甲における審理記録テープの有無の確認ないし提出要請を試みたが、高裁は原告の不出頭と巨大な提起への本能的恐怖もあってか中尾参加人の発言をきこうとせずに退廷して合議し、結審と次回(十月五日)の判決を言渡した。

これに対しても、一九・一付で、仮装原告団から根底的批判としての異議と、弁論再開申立書が提出されている。(一)公判の参加から情況的に最もへおくれている裁判官らは、いつか必ず自らの△罪▽にふるえ、おののくだらう。いや、すでに……?

## \* 第二次訴訟(地裁民事第一九部)

一九八三年四月一二日(第六回)

原告(松下)は非在しつつ、四・九付の申立書を作成し、参加申立却下後、四・一付で即時抗告を申し立てて、小野氏に提出を委託した。(四・九付の申立書は

一、京大A三六七の切迫と裁判準備

二、第一次訴訟の控訴費用前納(印紙、切手代約二万円)費用が

今回の出廷費用に対応してしまう。

三、法律扶助協会による弁護士の出現不可能性の度合だけ参加人の重要性がます。

裁判官は宍戸達徳から今井功へ交代しており、前回までの経過という点を指摘して訴訟行為を参加人へ委託することを意志表示している。

裁判官は宍戸達徳から今井功へ交代しており、前回までの経過の必然から人事院側は答弁書を提出すべきであったので裁判官がたずねると、人事院側代理人は、裁判官交代を逆用して、またもや原

告のいうことが判らないから提出できない、と居直った。さらに、却下されたはずの小野氏が四才の娘を傍聴席において原告席を占拠しているのに異議をのべかけたが、即時抗告中ときて引き下った。裁判官は原告出廷まで様子を見るという感じで次回期日のみを決めて閉廷。

一九八三年五月一九日(第七回)

前回の公判で、裁判官(人事院)が原告の非在をへ主張の判らなさ▽審理の宙吊りへ固定化する傾向がみえたこと、および原告団がそれに対応抜く根拠が十分に形成されていないという判断もあって原告(松下)は、首都圏の人々との多彩なテーマ討論の一つの不可欠の環としての法廷へも出かけた。

公判調書が記録していない問答の要旨は次の通りである。

裁判官(今井)――人事院側は原告の主張が判りにくいので答弁書を出せないといっているが……。

原告――どこが判らないか求釈明してくれれば、ここですぐ答える。

裁判官(今井)――人事院側は原告の主張が判りにくいので質問の仕様がない。

原告――それは代理人のいうべき言葉ではない。(この瞬間、法廷全体が蒼ざまる)

裁判官――(カン高い声で)それはこちらが判断することだ。

原告――全表現を卒直によめば、だれにも判る内容なのだ。人事院側や裁判官の予断が問題。

裁判官――専門家からみて何をどう問題にしてくれといっているか判らないから、かき直せ。

原――表現の持続は勿論おこなうが、原告がいることできることにはきけ。また答弁書提出し実質審理開始を確約せよ。

裁――(他事件で傍聴席にきて待っている人々の関心を気にしつつ)

ともかく、今日はこれで終る。

原告は、よこに坐っている小野氏にも発言をうながし、小野氏は、開廷前に提出した「訴訟の進行に関する意見書」にもとづいて、原告の本質的出廷に対する人事院側の本質的不出廷の責任を公判総体を把握する視点から語った。書記官や傍聴席の人々など、タテマエに拘束されない人々は熱心に聞き入り、この事件の何かを感じていた。

開廷後の原告団の討論テーマの中心は、この公判への参加過程でこの十一年間に「(闘争)公判からへ離脱」している人(関係性を具体的に巡礼し、その問題点を全参加者の生活と情況把握と対応させつつ共有し、公判へも応用していく、ということであった。これは六月二〇日に小野氏と村尾氏が愛知県の川合氏に会いに行き、(七)年に川合氏に会いに行った矢野氏の現在の△川合▽化を対象化しつつ京大A三六七での自主ゼミ(△年性の各人の△自主ゼミ)やテーマ把握のズレの根拠の検討など)を八月二七日に企画するという形でも現象しているが△A三六七▽への到達はまだ不確定のまま闇につままれている。

仮装原告団は六・一付でこれまでの主張をさらに具体化する文書を提出した。内容は前年の一二・八付の文書(第八七号一七・一八ページ参照)と基本的に同じであるが、「専門」家の関心を引き出すために人事院規則の各条項を交差させ、五・一七公判の「専門」家たちの退廃を激しく批判している△門司大里教会▽月報

第八二六▽号の記事を添付しておいた。これは有効な打撃を与えていく。

一九八三年七月一五日(第八回)

原告は非在したが、新しい補助参加人の中尾さんが、小野氏と開廷前から討論と準備をへて参加した。南山大学闘争過程での出会い以来、十数年ぶりに再会したことの意味が、参加を媒介して具体化しつつある。

小野氏の補助参加申立却下に対する即時抗告は六・七付で棄却されており、これに対する特別抗告も七・一五までに却下と棄却される可能性が大きかったが、小野氏が特別抗告状を原審裁判所である高裁へではなく、直接に最高裁へ送ったことが結果的に幸いし、最高裁は七・一四付で高裁への移送決定をしたもの。七・一五までに高裁から逆送させ却下するに至らず、参加人としての資格は七・一五公判にも持続することになった。

小野氏と中尾さんは、開廷前に書記官室で記録を閲覧し、法廷で中尾さんは七・一二付の「補助」参加申立書を提出。この申立は参加人(原団総体のたん)に出廷の困難さのみならず存在の困難さを突破する「補助」参加という方向性をもっており、中尾さんは原告席を小野氏と共に占拠して発言を展開した。人事院側は原告の六・一付表現によって批判され、かつ六・二九の第一次訴訟第一回控訴審以後の重層審理を認めざるをえなくなり七・一五付で答弁書を提出したが、裁判官は参加人らの要請にもかかわらず原告へ送達すると主張して参加人への手渡しを拒否した。ただし閉廷後、原告側に共感している書記官の対応により青焼コピーを入手できた。法廷

では裁判官が次回期日をきめて終了しようとする直前に、中尾さんから今後の審理のあり方に関する「七・一五」付の「要請」書を提出した。ここでは現在の裁判機構の矛盾、とりわけ首都圏において機能主義的に処理しつつある現状が、前例のない審理対象と方法を必然化させてきた「一闘争の視点から批判されはじめている。

人事院側提出の答弁書は、昭和五七年三月二六日付の人事院による処分承認の判定、これに依拠する昭和五八年三月一六日付の第一次訴訟判決をふくむ書証によって、第二次訴訟の法的無効化を意図しているが、逆に、今後の過程は第一と第二次訴訟の関連、その後の人事院審理を含む「事闘争、それにかかる全てのテーマの「審問」」を引きよせてくるであろう。

一九八三年九月九日（第九回）

原告は答弁書批判の表現や書証（第一次訴訟判決に対する控訴申立理由書などを含み、本質的併合の素材となりつつある。）を参加人に委託して非在。詳細は次号でのべる。

## \* △岡山▽地裁

R.B.公判は構造として次の△、△、△のように複合的交差を示して展開しており、それを媒介に、いくつもの大学闘争の十年性にかかわる重要なテーマが具体化している。

△、宿舎R.B.三〇二に対する大学と国の明渡し要求を転倒する処分取消請求事件。

大学と国の代理人（片山）は、いくつか反対尋問を試みたが、思うように運ばず、方針を立て直すためにか尋問を次回に延期した。

一九八三年八月二十四日（第三回）

この日の小松富美代証言は、法廷水準での被告に対する応答以上に、次回に小松芳文証人の証言を実現することに証人を含む仮装原告団がどのようにかかわるかの媒介として重要性をもっていた。第八七〇号三一と三二ページに記したような困難さを前にして十年間の沈黙の中に沈む小松氏の△証言△はR.B.公判のみならず、一公判の各過程総体のテーマに深くかかわっており、公判前夜まで小松氏は配偶者の富美代さんに対し、証言しないと意志表示をしていた。松下を含む仮装原告団は小松氏らと電話による自主ゼミをおこない、その結果、松下が次回公判で補助参加人として質問すれば証言の方向へ踏み出していく、という確認が得られた。電話の後の小松氏は、さらに構想を押しすすめて、八・二四公判に参加する富美代さんと△史君に、証言する意志がある、と記した裁判所あて文書を委託した。

この文書に至る一晩に十年間の△沈黙△の深さと速度が含まれており、それをうけとめ対象化し応用する責任が仮装原告団にある。

法廷では国と大学の反対尋問に対する応答の中ですでに小松氏の重要性が富美代証言の補強と深化、なによりも処分説明書の行方のカギを握る主体として具体的に示されていたために裁判官は関係性の加速度にしいられて小松証人の採用を決定した。しかしこの証人は本人尋問前の最後の証人になる可能性が大きく、その意味は国と大学、裁判所が想定するよりもはるかに重い。次回は一月一六日。

一九八三年四月二七日（第二十九回）

△△△号三二一ページに記した前回公判の経過との関連で小松富美代証人が七三年坂本処分の理由と手続の不当性に関して証言を開始した。証言は、たんなる法的な不当性よりはるかに深い領域からなされ、六九年入学時の大学のヴィジョン、卒業にかかわる単位についての教官の態度への失望、自己史の飛翔をかけた出会いの場としての△三教室の意味が明らかになった。「そこに行かなくては先にすすめない」という思いで七二年一二月に出かけた△三の自主ゼミに「今でも参加しています」という言葉が印象的であった。

一九八三年七月六日（第三〇回）

小松富美代証人に対して原告（坂本）から主尋問の持続。昭和四七年一二月二三日と同四八年一月一七日の教官会議は単位制を追求してきた学生を主体とする拡大自主ゼミとして開かれようとしたのであり、同年二月一二日の△三教室のドアの解放を含めて、その行為を原告におしつけ処分理由にするのは事実性からも反すること、同年三月の入試期間中に原告が△三教室地下のピットに存在したのは、大学闘争における二時間性の問い合わせとして家族や職場をふくめ今まで私たちの生存の場と様式に投げかけられており、可視的にもとじこめておいて処分理由にしたのは大学当局であること、同年五月八日に△三教室で教養部長（田代）から原告へ強制的に交付されたかけた処分関係書類は、小松芳文氏の手によって、どこかへ持ち去られ、その過程を証人が、當時、小松氏と同居していた部屋の情景を含めて確認しており、原告には十年以上もとどいていないことなどが明らかになつた。

第三に、このような執行停止申立事件の経過自体によって、記録が高裁、最高裁へと移送され、地裁での公判日程が遠ざかるという関係性である。これは刑事裁判における制裁各判の出現と記録の移送によって公判がおくれてくる経過と、どこかで共通し、かつより情況的な深さを帯びていることを感じさせる。

7、裁判所に対する提訴はまだであるが、不可避的に出現していくるであろう裁判の一卵一を素描してみる。

一九八三年五月二六日付で坂本氏は、RB三〇二の住宅扶助を生活保護法によって申請したが、福祉事務所長は六月二〇日付で却下した。RB三〇二に対しても国側が七三年五月以来、明渡請求をし、それに応じないため使用料の三倍の損害賠償請求をしており（第ハ四〇号二三ページ参照）、住宅扶助として認定できないとする判断から却下が理由づけられている。

これに対して八月一七日付で知事あてに審査請求書が提出され、申請と扶助の必然性を詳細に展開している。（うつしは岡山大学祭への参加を媒介しRB三〇二で回覧可能）論点のユニークさの一つは、RB三〇二を住居として処分庁が認めるのであれば（認めずに移転を指導したことではない）、損害賠償金（少くともその三分の一の使用料）を扶助するか、申請人の住居たるRB三〇二を維持すべく、RB公判（α）の原告側に補助参加し、訴訟費用を扶助せよ、という主張である。

この審査請求の段階で、すでに7はβ、αと深く交差させられているが、今後、この請求に棄却の裁決が出され、その取消を求める提訴を坂本氏がおこなえば、裁判所機構としてもβ、β、アを△併合▽

闘争や行為の評価を大学側がどう見るかは勝手であるとか、徳島大闘争での死者の問題は直接にその人と話したことがないので判断できない、というように自他の判断のズレを事実解明のメスとしてではなく自らの現在のあやうい平衡状態を維持する枠として行使していたことが気になるところであった。

一九八三年六月一五日（第九回）

今後の証人採用についての議論が中心テーマとなつた。控訴人側は、浜本の研究内容、実績が大学側証言と反することを立証するため石村泰子（当時の共同研究者）、京大A三六七にある資料やカギ束群の当局による留置・破棄可能性との関連において山本光代、今井勝行を早急に採用するよう要請し、裁判官（宮本、早井、山脇）は合議の後で石村証人を採用した。次回は一一月二日。なお、山本光代さんは、「自主ゼミ」から送付された通信第ハ七〇号に関して、公的には？沈黙したまま生活にいそしんでいるようである。

前記の控訴審を担当している高松高裁民事第四部には、もう一つ浜本多恵子を控訴人とする昭和五八年（第4号）が係属している。しかし第ハ七〇号三五九三六ページに記した△ありえない△判決を媒介している奇妙な控訴審である。

一九八三年五月一八日の第一回公判では、裁判官は一審判決に至る経過と控訴人の主張の前代未聞性に驚きつつも何とかして一審裁判官（大月妙子）の視点で事態をとらえようと控訴人に質問し、的確な応答によって事態の深刻さにやつと気付きはじめた。

して審理せざるをえなくなる。岡山地裁の民事担当部は二つしかないから実務的にも併合は不可避である。

本質的には、RB・α公判の一〇三闘争・処分、RB・β公判の生活・家族、RB・γ公判の処分・住居のテーマが一挙に連環的に審理されはじめるという意味をもつてくるのであり、第II部二四ページのテーマ群と共に大学闘争の生活・存在過程における重層的持続の場を創出しつつある。

## \* △高松▽高裁

昭和五五年（行コ）第三号事件（控訴人・浜本、被控訴人・徳島大学長）は、第八七〇号三四九三五ページからの連続では次のような経過がある。

一九八三年四月二五日（第八回）  
前回に採用された桑原 章証人（七二年に大学院を「自主」退学し、現在②愛媛県立病院勤務）の証言がおこなわれ、控訴人と代理人（古家野）の質問に対して次の点が明らかにされた。  
a、浜本と同期であり、七一年三月に大学院の在学期間延長を特に注意し条件付でなく認められた。  
b、山本光代の処分理由とされる事件に青医連の責任者として参加した。

c、山本を保証人としたことが七二年三月の浜本△処分▽の主因であろう。  
証言の全体は、記憶にある水準で平明、簡潔になされたけれども、

一方、被控訴人（徳島大学）の立場も奇妙なものであり、一番で原告（浜本）が被告を学長から大学へ変更する申立をしたとき、原告への裁判官の撤回勧告にもかかわらず被告は変更に異議はない（べ、しかも、その後の「判決」（学長にも大学にも当事者能力がないとする）に異議（控訴）を申し立てないまま被控訴人として四・二五（もう一つの公判期日）付の答弁書で一番判決の詐欺の手口を代理しつつ控訴棄却を求めていた。

このような増幅する奇妙さの本質を直感的に気付いていたのは以前に徳島地裁行ウニ号事件群を担当し、n回の忌避や参加やの嵐をくぐっている右陪席の早井博昭であったかも知れない。裁判官らは早くこの奇妙さから脱出するため終結を宣言しようとした。

控訴人の証人申請（一審の書記官）は、記録で確かめるからいいのではないかといいう左陪席（山脇）の意見で宙吊られ、五・二〇付の弁論再開申立書も無視されたまま、第二回公判（六月二〇日）。控訴人は身体的条件の悪化から徳島県立中央病院救急外来にいることをいられ不出頭）で判決が出された。

この判決は△奇妙にも△一公判過程における唯一の△勝訴△である。というのは、原判決が取り消され、八二・一一・五の△忌避△位相での訴の取下げ後の一審、二審の訴訟費用は被控訴人（大学）の負担とする、としているからである！これら総体の意味は今後さまざまの方向から対象化されるべきであろうが、一つの応用がすでにされている。七・一二の判決確定後、浜本さんは松江の事件の訴訟費用の支払残額を前記の△勝訴△によって入手する訴訟費用から納付するという申立を七・一二六付で松江地裁昭和五五年（わ）第四七〇五一〇号被告（団）の名でおこなっており経過が注目

される。

## \* 最高裁(△南山▽大＝上告審)

南山大学闘争の上告審過程を把握することは、第87号三七四二ページに記した状態に自分が不可避的におかれたらとして今にならうか？と問う深さでだけ可能になるであろう。これは全ての（一）（公判）過程について原則的にいえるが、とりわけ、この上告過程についてあてはまる。

最高裁による趣意書提出期限は当初八一年九・九であり、三ヶ月の延期申請（南山大当局との交渉過程の重要性を理由とする）が二ヶ月だけ認められ、その期限の日付で国選弁護人（α）から趣意書を提出したもの、大学当局との交渉は開始されたばかりであり、関連するテーマ群を包括して上告過程に応用していくためには、無限の時間と労力が必要とされる予感を抱かざるえない。

秩序性のプラス・アルファ許容度からも限界であろうと思われる八二・一二・九（九・九からの三ヶ月延期申請）内に被告人（竹中）が最高裁あてにおこなった提起は、一一・九の電文による上告趣意（序）、一一・一二付の河原弁護士（γ）の趣意書（夏にかかる（いた）をふくむ「上告趣意」補充書）（一）（二）付の内河弁護士（β）の趣意書（未完）提出予定を強調する（上告趣意）補充書（二）であり、南山大当局との△團交▽の実現が同時的に追求されていた。しかしβの文書も大学側の会見受諾も八三年にくりこされ、一・二八第二回△團交▽（第一回は九・三）により△証明書▽プランは進

の趣意書の重要性を含め、この事件の巨大なひろがりと深さが強調されている。同じ時期に、問題の重さは判りつつも、自閉したまま時間性との格闘△祈りからも遠ざかりがちな△弁護士△▽（この類型は、周辺にみちている！）への深い自己△批判的提起もくりかえされた。

一九八三年五月一三日に、被告人らの努力によって第三回の△團交▽が実現し、出席した被告人と在学生は、宮川理事から、竹中の問題に関する常任委員会（ボルド理事長、宮川を含む数名）ができており、これまでの提起が深刻な影響を当局に与えていることを確認した。

当局が、この日の△團交▽後、五・一八付で作成した証明書は仮装被告团の要求する水準にはまだ遠い。ただし、この△遠ざ▽を転倒して証明書プランの討論の持続、証明書プランからはみ出す巨大な問題群について全当事者と討論を要請する方向性が確立される事実は重要である。

五・一八付の証明書は国選弁護人によつて六・八付の上告趣意補充書に添付され提出された。この補充書では、被告人（竹中）に対して大学当局でさえ△六・一六▽事件に関する事情聽取△処分をおこなわなかつたこと、刑法上の監禁状態がなかつたことを認めていふという指摘があり、学問と教育の場においては懲戒権が刑事罰より優先するから懲戒さえなかつた事実は、可罰的違法性がなかつたことを示すという点が、憲法第二三条（学問の自由）や大学の自治との関連で強調されている。

この補充書では全闘争参加者との関連、△宗教▽のテーマが（すでに一一・九文書でのべていることもあつて）姿を消しており、「大

展したが、格闘すべきテーマも対数的に拡大し、β文書の出現も深い困難の中に沈みこんでいる。八二年度末以後は、いつでも最高裁は上告についての決定△判決を出すことができるし、それを既成事実として大学当局や△の弁護士（に象徴される△宗教▽家△△専門△家）が被告人らの提起を拒否する危険も増加している。どうすれば

べきか？

もちろん最高裁がいつ上告を拒否しようと、これまでの過程で出合ったテーマ群をそれ自体として展開することは重要であり、全ての被告人でない闘争参加者にとっては、それが基本であるのだが、ここでは、それを前提となお、あるいは前提とするからこそ、司法権力の秩序△時間性に抗し切る方向で自らのテーマ群の対象化の方法と根拠が問われたのであつた。この問われ方は全てのたたかいで応用可能であり、応用せねばならぬという△声▽によつて。

△八三二・二五△付で竹中千恵子は南山大当局に対しても証明書や関連文書をめぐる△團交▽の持続のみならず闘争空間としての元学生会室（△宣言▽室）の七三年閉鎖△改築、重要書類等の押収の責任を対象化しうる学内各機関、構成員の公開討論の場を設定するよう又要請した。この要請は京大A三六七、神戸大A四三〇を含む闘争空間の切迫との深い関連からなされている。

この困難な時期に、時の楔通信作成作業による問題点の対象化、前年度の建議案を更に深化させて日本基督教団九州教区総会に提出しようという試みが進行していた。（後者については第87号三九ページ、第88号△八ページ参照）前者の通信第87号は△五・七△付の△上告趣意△書（二）の構成要素（かつての公判にかかるものへの到達条件）として提出され、新たな△証明書▽や弁護士（β）

△の上告趣意の一部（憲法第三七条③被告人の弁護人選任権利と一審判決の未成立）にのみ言及して、最高裁昭和二八年（昭和四九年同三〇年一月一日第三小法廷判決、刑集九卷一号八頁を引用しつつ原判決を正当とし、他の上告理由をとり上げていないことである。もう一つは、被告人の全表現は期限後提出であるから判断を加えない、としていることである。双方とくに後者は、いかなる根拠もない判断であるといわざるを得ない。もし期限後提出というなら、國選弁護人の一・九文書や六・八文書は、全て一・九電文による被告人の上告趣意書（序）より後に到着したから無効になるはずである。最高裁は、この△序△や、弁護士（β、γ）の文書、さら△に通信第87号を含む△五・七△付△上告趣意△書群の永続的・徹底的な攻撃と、その根拠からは何としても逃れたかったのである。これらの表現群への言及はさけているが最も影響をうけ、規定されているのは明かである。

被告人は石井弁護士（六・八付補充書に対する最高裁の判断が含まれていることを最高裁から確認）が国選弁護人であるにもかかわらず、被告人は石井弁護士（六・八付補充書に対する最高裁の判断が含まれていることを最高裁から確認）が国選弁護人であるにもかかわ

らず今後も再審で争うよう示唆しているのにも勧まされ、一六・一四付で「異議」：をふくむ「申立書を提出した。ここでは審問情況の中で自らをハ監禁▽状態においている最高裁に対する批判が、裁判をこえる々次領域の深さからなされ、五・三・五の日本基督教団九州教区への建議第一号、会場で配布された、永続するハ大学▽闘争▽のビラなどが併合されている。決定はまだ、というより永続的にとどかない位相にある。

いうまでもないことであるが、一・三審によって一・公判▽一・過程が終了するのではない。司法権力の時間性やそこにつめられる関係性の力学を転倒し応用していく作業は持続するのである。前述の建議案も、南山大学当局とのハ団交▽も、……も。関連する経過の一、二を付記すると、名古屋人権委員会の内河弁護士は、この夏も、六・一〇決定の存在を知らないまま（知る条件の未創出のまま）上告趣意書を仮装被告（団）の要請に応じて少しずつ作成している。また、事件現場で最も権力的ふるまい、学長とドイツ語でずっと会話していたヒルシュマイマー副学長（現学長）は△六・一六▽一二周年に急死した。死因は△不▽明。

この通信の印刷過程で、遅れすぎた故の思いがけなさを更に増幅させつつ、内河弁護士の上告趣意書が被告人（竹中）に送られてきた。タイプ用紙十枚の表現の最後には、おそらく内河氏が想定する以上の重大なテーマがとらえられている。すなわち、被告人は憲法第三八条が保障する黙否権行使したことへの報復的意図をもって起訴されたのであるから公訴権の乱用であり、公訴棄却の判決がなされるべきとしている点である。

## 第II部 ▽闘争過程〔抄〕

一・闘争を必然化させた諸要因が裁判過程と交差しつつも決してその枠内に収束するのではなく、より広い領域の活動の展開が、国家の共同性を含む幻想性構造と交差する場の一つとして一・公判が持続してきたことは何度も繰り返したい。その上で、さらに現段階の問題を述べると、六九年以降の一・（公判）過程が法廷と闘争現場の双極を往還し相互に問題点を深めるという方向を軸としていたのに対し、現況ではこの軸（x）に対応（y）して、垂直方向に一・闘争のテーマや方法をさまざまの場に拡大し応用する軸（y）が出現し確立してきている。

次に記すのは、この後者の軸に関するいくつかの経過であるが、（x）において法廷と現場をの往還しつつ追求してきた方法を（x）と（y）の往還過程でも応用すべきであることは強調したいし、成果が立証されてきてもいる。

### \* ▽祭▽と▽労働▽の条件

R.B.公判（一七ページ参照）の展開に対応して生成している経過を次に述べる。

一、現在の各大学の状況からは信じがたいようなハ大衆団交▽が一九八三年六月二二日に数千の学生により岡山大学清水記念体育館で

現場の行為の公訴棄却性と共に、さらに深い領域の△沈黙▽による△罪▽という着眼には、この一年以上にわたり宗教者として南山公判にかかわろうとして根底的に自己の足元をとらえかえすことをしられ、上告趣意表現を長い間かきえなかつた内河氏の苦痛や祈りが必ず影響しているであろう。同時に、この△沈黙▽のテーマは闘争現場において被告人が全幻想領域でかかえ込み、その対象化に、これまでの長い△過程を要した△罪▽や転倒方法を新たにとらえなおす契機をつくり出している。

被告人は、内河氏の文書や後述の証拠資料を添付しつつ、一九・一・付の最高裁あて「問い合わせと提起」によって六・一〇決定の根拠の問い合わせを批判的におこない、内河氏の文書や、今後提出する時の楔通信第△八▽号を含む全表現の（再）審理を要請している。添付された証拠のうち、昭和四六年六月二六日付の検察官による「勾留取消請求への意見書」には、「被疑者は本件被疑者ら（註一四名、うち起訴は六名）のうち完黙を続けていた唯一の者であり」という初めて知った驚くべき指摘があり、これを検察官は対権力への沈黙にのみ切りとつて報復的起訴をしているのは明らかであるが、それが、より広い領域、より長い時間、より重層した関係性の中で対象化されはじめていることの意味は、例えようもなく深い。

被告人からは一九・一一・付表現のコピーと共に送った内河氏にて手紙の中で、初めて六・一〇決定の存在、それを伝えなかつた根拠、内河氏の文書による巨大な示唆への感謝がのべられ、今後の再審請求や、大学との△団交▽や△における共闘の提起がなされている。

おこなわれた。この場所は一九六九年一月二九日に数千の学生により大衆団交がおこなわれ、バリケード開始の必然性を立証した場所である。

六九年以降一四年を経て数千の学生は何を追及したのか、そもそもなぜ集まれたか？ カれらは大学当局を追及したのではなく、わずか6人の総務委員会によって追及され、確約表現を公開せざるを得なくなつた。

ここに至るまでの経過の主要な部分を抽出すると、七五年に△三被告団（被処分教官の坂本守信を含む）が大学祭実行委員になることが承認されて以降、企画テーマは単位制△いえの問題の根底に迫り、期間中の大学祭のみならず持続的に次の年度への総括作業をおこない、パンフを作成するという方針が実現してきた。しかし、大多数の学生にとって大学祭は毎年当然あるものであり、かりにやるとしても実行委員になつたり、討論や総括作業をやるのはいやだという無責任状況が一般化していた。この状況を断ち切るために、'82実行委総括を検討した総務委員会は、まず五・一七幹事会に実行委団体が一定数集まらない場合は、'83大学祭を中止する」提案を出し、恒常的無関心のままに承認される。情況の困難さを一步先に感じとついた総務委員会メンバーの静かなゲバトルの開始であり、現在の学生△サークルの△秩序性△自然性△への依存意識の見事な逆占拠であった。五月末、応募団体は17をはるかに下回り、「大学祭中止」は決定された。ここで驚きあわてた各サークル、学生が大学祭再生委を結成して署名により学友会（全学自治会がないため、サークル連合水準のこの機構が唯一の全学団体になる）開催を呼びかけ、六・二二に至つたのである。

さて六九年の大学当局が全其闘の五項目要求に震撼しつつ拒否できなかつたように、'83年の学生数千は、自らの大学祭再生案に対する総務委員会からの五項目修正の中止に震憾しつつ拒否できなかつた。五項目修正の中には、実行委が、中止・再生の示す危機的過程を十分にとらえた基調・総括を提出し全学生に配布することの他に実行委員会や各委員会への欠席が全年度終了まで一名でもあれば、'84大学祭は行わない、という項目<sup>6</sup>含まれている。ここには、大衆の責任を自らの手によって対象化させるという壮大な△ゲバルト△と一年単位の秩序性を突破する戦略がある。

今後の展開は情況的な重さをこめたドタバタ△劇になるであろうが、ここに至るまでの持続的苦闘の中で六九年以降の一〇三被告団が新しい世代の中の△全其闘△的発想と出会うのをみると△祭△のようにたのしいことである。そして、みるとより実行することは一層△。(註——詳細は岡山市津島中一丁目三RB三〇二を連絡先とする△一〇三通信△第△一△号をよんでいただきたい。これは、岡山大学内のメディア解体状況の中にあって唯一の公開された表現媒体であり、全ての大学闘争参加者△参加希望者の武器である。)

二、前述の大学祭実行委に、'75年から参加してきた坂本守信を含む△一〇三被告団△は、たんに実行委に参加してきたのみならず、学友会に雇用される形で事務労働を日常的におこないつつ、大学機構△構成員の意識の最深部に存在し問題提起し続けてきたのであった。

この経過は多くの共闘者をつくり出すと共に排除したいという反

撃力をもつくり出してきた。大学当局のみならず、ある程度、闘争

を理解するボーズを示す左翼系サークルの中からも坂本氏らへの反撃が露出していることは、例えば京大A三六七問題における進歩派教官の反撃と情況的に共通しているであろう。

契機としては、坂本氏の給与支払い証明を生保との関連でどのように作成するか、という問い合わせて現われてきたが、その本質においては、△労働△を時間給に応するものととらえるか、仕事を通して雇用△被雇用関係△にかかる大衆総体に何かを還元しうる作業ととらえるかの対立△また労働基準法を個人的に、固定的に適用したがるものにとては、仮装労働△△一〇三被告団△の總体が△一△人分の仕事をカバーし、同時に行政厅、大学への時間的・主体的仮装性を確立する△の発想とズレが生じるため、△一〇三被告団△の闘争総体が問われ始めた。その背後には表面上は反体制的言動をしつつも△一△一△闘争過程の徹底的な展開により自らの生活△秩序感覚の根元を脅かされている人々の排除志向が当局の十年來の△処分△性の持続と結果的に通底してしまっているという構造がある。(単位制問題との関連も重要。)

一大学祭問題にしても、二の学友会事務問題にしても坂本氏ないし個別大学内部のテーマとすることにとどまらず、大学闘争の主要テーマが祭と労働の把握において、しかも大学において、従って闘争の対象化のためには最も必然的な場で開示されており、私たちに避けることのできない問い合わせて現れており、私ような問い合わせの具体化の対極としてRB公判△△△△△や全ての△△闘争△△公判△△が把握されねばならないことはいうまでもない。

また、△一〇三被告団△は'83年大学祭へ一、二をテーマとする共同企画を提起しており展開が注目される。

## \* △極北△の組合費

偶然△必然的な契機から時の楔通信や、五月三日の会通△△山賊△版の読者となり、予期しないうちに松下の全表現の校正ミス訂正をも開始した北海道・札幌の全通労働者である根本健司氏から次の要旨をもつ表現のうつしがといた。

資料一 質問書〔抄〕

'83選挙闘争資金(臨時組合費)徴収について

一、十二月上旬の組合大会(での私の選挙△組合運動△執行部批判)以来、私のところへは公式にはだれも支払いを求めてきて

いない理由は何か。

二、徴収の目的と意味をどう考えるか。

三、いやいや支払ったものの存在についてどう考えるか。

四、支払いを拒んでいる人の存在についてどう考えるか。

五、組合員の中に、支払った者と支払いをまぬがれている者がいることについて、どう考えるか。

六、今後、この問題にどのようにとりくむのか。

七、……(疑問を感じる全ての人の問い合わせを含む。)

(註——一、一までに文書による回答の公開を要請。)

一九八二年一二月二九日

根本健司

全通山鼻郵便局支部執行部の皆様

(後註——略した部分は、△労働者運動△の主人公は専従役員ではなく△日常性△をたたかう私たちであり、組合が特定の政党の政治資金を徴収する根拠はないし、一度は上部からの指示に反対しつつも屈服して、逆に拒否者の批判をはじめるとき、自らの中に生き生きしたもの△△処刑△△しているのだ、という指摘がなされている。)

根本氏は高卒後、通信教育を五年間受けたが、スクーリング中の面接試験を通じて大学の実態に絶望して学費未納△中退し、昨年から郵便配達の仕事をしている。(かれと△△自主ゼミ△△の連絡は全て仮装郵便であるのは笑いが止まらない程の△△。詳細は編集発行委へ問い合わせて下さい。)前記の△△表現△△以後、かれと執行部△△同

僚の間には緩慢な△沈黙△が続いていることであるが、それが苛酷な全情況の喻であるともいえる。

関係性としてきこえてくる△声△を、かれは、およそ三つに集約している。

a、そんなことをしていると日共系とみなされるぞ、という警告。

(執行部は社会党系)

b、きれいごとをいわずに実践せよ。

c、いうことは判るが、今は妥協して仲間をふやし内部から組織を変えよ。

そして、ある程度説得力をもち自分もひきよせられるcの発想からは△未踏の領域△に入つてゆくことはできないと直感している。

この直感も△一闘争の現在と鋭く響き合う。根本氏は松下の'69・'2・'2△へ情況への発言△、神戸大B△一〇九闘争のビラ、神戸地裁△最終意見陳述△(特に△生活△と職業のテーマ)などの最良の読者の一人であると思われるが、時代的にも場所的にも困難さが増大している条件下で展開している△一闘争に私たちは全力で共闘していきたい。なお、根本氏は本年七月に、前記の資料を含む「TERRA INCognita」通信第△0△号を発行しているので読みたい人は、札幌市中央区南9条西13丁目 根本健司氏あてに仮装郵便で申し込んでいただきたい。

この数年来、△門司大里教会△で展開されているテーマの一つは信徒を教導く牧師という概念が世界史的に成立しえなくなつておらず、本質的に△無△牧△△多△牧教会をぐるうとしていることの確認△応用であり、もう一つは、大学闘争の刑事被告人との共闘によって抑圧的幻想性構造が国家△宗教△を媒介してどのように力を及ぼしてくるか、また、闘争や被告人の対決すべき△敵△が国家をはみ出す存在領域にどのように拡がっているかの追求であった。そのためにも、正式の牧師が不在のまま、仮装△牧師△が宝塚から九州へ行く時には△説教△の自主ゼミ化が試行され、在住の仮装被告(団)が子どもたちと共に土曜△学校△や日曜△礼拝△に参加するという形態が持続してきた。表面的に信仰のあり方から離反している言動とみなして反撲する信徒もある反面、これこそ本質的信仰の形態であり、信仰はこのような形態をとっても、ないし、とってもこそ深まるのだという從来からの信徒も現われてきた。その日の△△献金は前述の刑事被告人との共闘にも応用されてきている。

テーマの双方は個別教会の枠内にとどまらず、地区△教区△教団の現在(原罪)性を鋭く問う楔として出現している。現段階の経過からべると

一九八三年五月四日、五日の日本基督教団九州教区総会には前年度の建議案(第△7△号三九ページ参照)をより深化させた建議案(教会と大学に関する小委員会特設)が提出され、ここでは一九七〇年以降の大学闘争の各テーマと教会のかかわり方、その現在の対象化を持続的におこなう場の創出△拡大が意図されており、前年度建議案の本質的スローガン△石をパンに変えうかるか?△が包括されている。

この建議案は常置委員会へ付託する決議がなされたが、この案及び会場で配布されたビラ△永続する△大学△闘争△。(永里氏が家族と共に作成)は大きい反応をよびおこし、△△公判過程△へも最高裁(竹中さんの上告審)、京都地裁(京大△三六七仮処分申請)を含む場で応用△提出されている。

七月十九日の常置委員会へは山本氏と永里氏が△牧師△△信徒△として陪席し、△大里教会月報△、時の楔通信の各号を含む資料群を配布して本質的な議論をおこなった。主体的力量と教区内の共闘者の増大により、前年度よりも確実な手ごたえを与えつつ次回に続行されることになった。(九△〇の経過は次号で。)

建議案と平行して教師検定試験を逆用する試みも準備されている。山本聖氏は六八年度に鳥取教会で一年間伝道師として活動した後、弟団伝道所に籍をときつ、自立的牧師連合に参加し、はじめの二年間は日雇い人夫、のちに塾教師として生活してきた。しかし七〇

年代の大部分を自立的教会活動や論争が情況的に退行△収束する経過への絶望に佇立するかたちで過す他なかつた。八〇年以来、門司大里教会を拠点とする試みの持続過程で、自己史を対象化△止揚しつつ、試験によって牧師をつくり出す制度と本質的に対決し、それを媒介するテーマについて相互に審問するため仮装的に受験を意志表示(期限は六月△三日)したのである。

この意志表示方法がすでに△一闘争のテーマ△の応用であるが、この内容はその後の全過程で自在に、たのしさの極限で生かされている。例えば、籍は兵庫教区に、活動の拠点は九州教区にあるという重層性を逆用して双方の会議に△正式に△出席し、双方の教区について証明し、検討していく回路をつくらせる等々。(それぞれ実現)。

また神学論文(指定されたテーマは「今日における救いの理解」と説教(一般会衆向)案に対しても△〇ページに記したテーマによって画期的な提起がなされているだけでなく、論文そのものが信仰や試験の形式・内容に関する相互審問の武器△招待状へと飛翔しており、現情況における△宗教△に关心を抱く人の必読表現であるといえる。(回覧希望者は月報各号と共に通信編集者か山本氏△へ)さらに最終閑門としての面接は十月十二△十四日の東京、京都の二会場が決められているが、これに対しても同一日の京大△三六七△神戸△四三〇が逆提起されている。そして重要なのは、相互審問によって相互に△〇△点評価をおこなうという提起を通じて今後なすべき作業の方向性が、大学闘争における△〇△点問題(松下の処分理由の一つ)との関連で応用されており、切迫する現情況の諸テー

## \* △昔の女△と△神学論文△

△△公判過程、とくに名古屋地、高裁、最高裁の南山大学闘争公判に深くかかわってきた△門司大里教会△の△牧師△△信徒△は一九八二年の名古屋人権委、九州教区常置委を媒介する参加の過程で、自己史と宗教史の総体を包括する巨大なテーマ群を引き出し、格闘中である。そのいくつかをのべてみよう。

△△公判過程、とくに名古屋地、高裁、最高裁の南山大学闘争公判に深くかかわってきた△門司大里教会△の△牧師△△信徒△は一九八二年の名古屋人権委、九州教区常置委を媒介する参加の過程で、自己史と宗教史の総体を包括する巨大なテーマ群を引き出し、格闘中である。そのいくつかをのべてみよう。

マ群と火花が散る程つよく関連づけられていることである。

この試みの重要性を更に二、三補足するとまず、前述の「審問」

という概念が、宗教的な意味と、大学闘争の「一公判によつて転

倒させられている人身保護法の規定する法制的な意味の双方を止揚

して用いられていることである。次に「神学論文」には、時の楔通

信第八七〇号と、「門司大里教会月報」第八一五〇号の「説教」の原本が添付されていることであり、ここでは印刷過程以降は「不」

要になるかにみえる原本が、その内容と共に復活し飛翔している。

さらに、この試みは、たんに抽象的になされているのではなく、教

団を支える制度の意識内否定を超えて、その制度に正面から仮装的

に対決することにより全関係性の矛盾のテーマを相互に対象化しよ

うとしており、壮大な応用範囲をもつ。

「牧師」の闘争には常に「信徒」の共闘があった。前記の「説教」

中に絶句して発語しえなくなつた「牧師」の代りに原稿を最後まで

読み上げたのは「信徒」の永里氏であった。事態の展開によつては

数日かえれないことも考えたかれは、かつて六九年の闘争を媒介し

トや、裁断した聖書の紙吹雪をひそかにたずさえて常置委員会への

りこむ山本氏に同行したのもかれであった。事態の展開によつては

で、帰りが二、三日おくれるかも知れない」と電話してもらう準備

をして出立した。あなたにとって「昔の女」とは何か、いま、どこ

にいるか、会う方法は……?

なお、永里氏は六九・四・二八沖縄闘争の仮装被告団としての十

一年性総括から、当時の「分離」被告人や、共に仮装被告団として

たたかつた人の現在性を、全一「公判過程との関連（例えば、第

八七〇号一二一～三ページの上原被告人）において対象化し提起しつつある。

## \* 未知なるものへの祈り

毎月最終土曜の夜に、六甲の神戸学生青年センターの一室を「占拠」して、「」委員会という名称の自主講座が十年近く続いている。リケード存続時に「入学」し、神戸大全共闘・星を見ない会の中心的メンバーとして活躍し、七七年まで全ての授業を拒否し一単位もとらずに学内外での自主講座運動を独自に担ってきたが、その後、革命と大衆に絶望する宣言のパンフ「最後の言葉」を出して「生活」に専念するようになった。とはいって、大学闘争のテーマにもつともだわり、深化させようとしたための宣言であることは、七七年に入学後八年たつと自動的に除籍される時間の権力性を転倒して八周年直前に、大学に対する訣別宣言としての退学宣言を学内に掲示し配布したこと、通信第八四〇号三二一三四ページの神大闘争史発行委のダンボール箱多数を七〇年代を通じて（発行委のメンバーがあげたことを殆ど忘却した後も）保管し続け、八〇年代に入つてから松下と共に一時期は対象化作業にとりくんできたことからも明らかである。

かである。

前述のパンフ（10部発行）の8～9ページには次の表現がある。

「 教えてほしい……

この世に「救い」はあるのか

この世に「救い」はある「」のか

祈りは……

祈りは虚しかった

私はもう祈らない

私はもう祈らないですよ

返事は……

なかつた

深いため息が、複数の手の表情、もろ手を広げたもの、指を組み合わせたもののカットで表現されている。時期は一九七九・一～七と記入がある。

さて「」委員会では、七月のその夜に、全共闘運動の、他の運動とのちがいがテーマになった時、永続性「無限概念の導入」という全共闘運動の特性（x）と、時期的に六九年「大学」闘争に直接参加するには、早く去りすぎた、ないし、遅れてしまつた、人々から同じ言葉が異つてみえてしまうという問題（y）、さらに全共闘運動のある原則（z）方法を他の領域へ移して応用する場合の原則（z）方法は何かという問い合わせたもののかtttとして浮かび白熱した議論になつた。今は（x）について記すが、前記の友田氏は、（x）の特性

は「祈り」いう表現の闘争前の出現と密接にかかわるのではない、か、という他の参加者の意見はどうしても了解しがたい風であった。闘争の最後に、絶望の一瞬前に訪れるのが祈りではないか？と。そこで松下が一九六九・二・二の「」情況への発言の直後の二・三の神戸大教養部「」廣場に出現した立看表現「未知なるものへの祈り」にふれ、テーマの飛翔の契機が得られた。この表現は、一二提起に呼応して、現在のストが自己と世界の総体の永続的変革へ向けての媒介たりうる以上、たとえ政治的圧殺、運動自体の解体によってストが中止された場合も、また可視的な現在のノ項目要求が実現された場合でさえも中止しえない質をもつ。自分たちはそれを主体的に存在をかけて、ある祈りと共に宣言する、という要旨の十数人の署名のるものであった。これは、いわゆる宣言や政治性表現の枠をはるかに突破した表現であるが、松下の二・二表現と共に二・十以降の全学バリケード封鎖を決定づける意味をもつた。

ところが驚くべきことに、松下はこの夜まで、この表現の全文を把握していないことに気付いていなかつた。六九・五の東京の集会で、未知なるものへの祈り。にふれ、要点が「情況」六九年七月号に掲載され、それ以上に記憶の深層部に生き続けていたのであつたが……。また、友田氏は六九年四月入学であるために、この表現そのものの存在を、従つて闘争の前の祈りの存在を知らなかつたのである。当日は「牧師」の山本氏も出席しており、いま格闘中の「神学論文」で、ぜひ引用したいからと希望したので、松下は記憶をたどつて、まず教養部広報第三〇号をしらべてみた。ない！しかし、この広報のどこかでみたはずだ……。そして六九・九・一B一〇九闘争（松下の処分理由と起訴理由になつてゐる）の記述の直

後の九・二の項に $\wedge$ 、 $\vee$ 広場に出現した立看の十数名の署名による自主ストライキ宣言が全文引用されているのに出合ったのである。

この表現は九・一の授業再開強行、警察部隊導入、松下ら自主講座メンバーへの弾圧への怒りをこめて権力を彈劾すると共に次の文

章を続けて記している。

「われわれは、単に外に向かってではなくへ自己 $\wedge$ に向けるものとして自主ストライキを宣言する。二月における $\wedge$ 未知なるものへの祈り $\vee$ （の連続として） $\wedge$ 暴虐への叫び $\vee$ であり $\cdot\cdot\cdot$ 」ここで

みていたのだ！

大学当局は、なぜ一月の表現は削除し、九月の表現は掲載したのだろうか。掲載したのは闘争圧殺の構想がととのった時期の政治的意図から署名者をイニシャルで記してはいるものの、いつでも処分の通報しうる証拠をもつてゐるというドウカツのためであろう。もちろん広報への全掲載表現は、かれらの卑小な意図とは全く逆に闘争の正当性、表現の卓越性を示してしまっているのだが $\cdot\cdot\cdot$ 。では、二月の「未知なるものへの祈り」は、そして一九七〇・一・三の「なにものかへのあいさつ」は、どうして掲載されなかつたのだろうか。おそらく、大学当局にとって、政治的には処分 $\rightarrow$ 起訴へ交差させ、 $\wedge$ る表現がみつかりにくいのと、本質的には、このような表現を公表することに、一種の怖れを直感したのではないか。自らの表現の根拠の解体の怖れを…。

松下は友田氏からあずかっている神大闘争史発行委資料の一 $\wedge$ のダンボール箱を含め、思い当る資料を全てさがしたが、ついに「未

知なるものへの祈り」の全文、またはそれに関する資料に出会うことができなかつた。翌日、神戸大A四三〇をへてたどりついた学生

### 現在からの「未知なるものへの祈り」に出会ふうと試みた

⑥ 署名者たちがそれぞれ今どうしているか不明。

あらゆる必要から松下をふくむ仮装被告団は十年性の遠さをもつむ $\wedge$ 事闘争で、かの女の本質を共有 $\wedge$ 仮装してたたかってきた責任からも $\cdot\cdot\cdot$ 。しかし、私たちの一人（竹中）が、あらゆる方法と $\wedge$ 祈り $\vee$ をこめて発見した住居に到着したとき、近所の子どもが、かの女（清水早子）は、「かっての共闘者との連絡を絶つて）沖縄に近い島に家族と共に長期の予定で出かけている」と告げた。清水早子に関するこれ以外のテーマは私たちの質問者に直接かたるとして、今は私たちにとって、「未知なるものへの祈り」への巡礼が開示してくれた全テーマへ向けてかの女を含む全署名者（未来からの人を含む）が共に歩む場を創出したい、という $\wedge$ 祈り $\vee$ を提起しておく。

## \* 子どもたちからの表現

時の櫻通信第 $\wedge$ 一 $\vee$ 号四二ページには、起訴された六対の $\wedge$ 、 $\vee$ に関する検察側証人に対して被告人が「次のように要約しうる図面を作成」させた、という記述と、占拠中の松下研究室の壁に「次のように活字化しうる表現が確認されている」という記述がある。ここで活字化しにくい、することによつて本質的な何かがこぼれおちる表現への手ざわりがこめられているが、それは、たんに写真にとってのせたり、原表現を物理的に直接みるだけでは決して解決されえない。何よりも、その表現への共同表現の根拠をどのように創

会館の新聞会ロッカーをさがし、原表現に深くかかわる一人、清水早子さんが六九・二に発行した神戸大学新聞（六七一号）を調べたが、ここにも数行の、しかし印象深い言及があるので、全文はのつていなかつた。別のいい方をすると、六九・二の六甲の情況をくぐつた人には、題名をいうだけで一瞬に了解しうる表現であったといえる。

しかし、二・二表現が、多くの人によって筆写され、活字になつたのに比べて、二・三表現は忘れ去られ、忘れているということさえ忘れられようとしていたのだ。しかも最もよく支えられた松下によつてさえ。これは、大学闘争における松下の共闘者に対する存在責任と必ず連関しているし、必ず転倒していかねばならない。

そのためにも今うかぶヴィジョンをかきとめておくと…

① 二・三表現の署名者十数名は、その段階では未知の人ばかりであった。名前の復元は記憶からは困難。

② 九・二表現の署名者十数名は、広報のイニシャルからも半數位は知つてゐる人であることが判る。

③ しかし①と②の署名者が同じかどうか今は確認できない。

④  $\wedge$ 、 $\vee$ 広場の記憶からは、①、②とも署名がそろつてから掲示されたのではなく、まず立看が出現し、よんだ人が長い時間かけた考え方追加表現の後で署名して去つていく方法をとつたため、より強烈な印象を与えた。

⑤ 双方に深くかかわったと想像される清水早子さん $\wedge$ が、七〇年五月の $\wedge$ 、 $\vee$ 広場における松下と森川の逮捕現場でハンストに突入した時にも①～②の $\wedge$ 祈り $\vee$ が息づいていたにちがいない。

り出すかが問題である。

この問題があらためて大変たのしい方向から照らし出された。前記の点をふまえて京都地裁に提出された子どもたちの表現のごく一部を文字 $\rightarrow$ 活字化してみる。

一、一九八三・四・二三 $\rightarrow$ 五・一七 $\rightarrow$ 付の補助参加申立書から「ふるほんいちをこわさないでください。こわしたら、どうせ（い）まいちゃんやときちゃんやみなちゃんたちがはいなくなるからこわしたらダメです。こわしてじぶんたちだけのおへやにするのは（い）やです。まいちゃんたちはこうおもっています。」（註一六歳の女の子の文章で、古本市の名で親しんできた京大A三六七空間のまわりに、ひまわりや星の絵がそえられている。）

〔・〕（註――四歳の女の子、とき、の文字で、主として未完の〇ともいうべき記号が二十数行並んでいます。自分では、姉に対応して同じ内容のつもり。）

〔・〕（註――二歳の女の子、みな、の文字で、○と×の原表現ともいうべき記号が十数行並んでいます。同前）

二、一九八三・八・四 $\rightarrow$ 付の即時抗告申立書から――

「ほんほんほんほんほんほんほんほんほんほん」〔・〕ふるほんぱいほんちをこわさないでください。〔・〕どうやってこわすのかなあ。どうせきをたてるだけのことでしょう。〔・〕（註――仮処分執行の告示板を室内に異物のようにかんじつ、異和を音響によつて示そうとしているかのようである。まい七歳）

〔・〕（とき四歳の文字は、数ヶ月で、かなり複雑になり、無限記号を宙吊つたようにみえる「 $\wedge$ 」や「 $\vee$ 」、漢字の「中」に似た記

号が現われ、A三六七を含む大学構内のスケッチも的確である。)

〔…〕（みな二歳も、前回の〇が、ずっと筆圧をまして紙面を埋め、何かをめがけて飛翔する卵の群にもみえる。）

なお、これらの表現への補助参加表現（松下）において五・一七提出の子どもたちの表現を正副二通出したにもかかわらず、申請人側から確認し要請するまで、副本を国〇大学へ送達しなかつたこと、また、これに対しても裁判所が本質的対応をせず「異議がある」、「却下する」の一言で処置していることに対する文明論的視点からの批判がなされている。

### 三、一九八三・八・二五付の仮処分異議申立書から――

「ふふふふふふふるるるるるほほほほほほんんんんんん  
いいいいいちちちちちちを、こーわーしーたーらーいけま  
せーん。〔…〕こわしてくらしてあいだにだれだってしねけど  
あなたたちは、おおきいからすぐしぬのだ、だからあんたたちぜ  
んいんしんだらぶるほんいちとりかえしちらね――〔…〕  
(註)——解体しつつある法や、管理的教官のみならず、自然性リ  
ズムにおちこみかねない私たちをも批判しているのかも知れない。  
まい七歳)

〔…〕(註)——ときは、あと数ヵ月で五歳になるが、「ぐください」  
を含む数個のひらがなと、自分の名を表現している。)

〔…〕(註)——みな(ト)は八月で三歳。タマゴ記号にマイナスの曲率  
や座標交差が現れている。)

なお、子どもの補助参加は一九七一・五・五の神戸地裁研究室公  
判に対する松下まや（五歳）、松下未宇（一歳）のものが最初で

### 〔…〕

て、おかしやさんへ、いきました。  
ガラガラ、「ダメーン！」

「はーい！」おばさんができましたが、へ▽くんは小さいから  
みえません。

「あれ、どうしたのかな」とさがしていると、パンツもはかない  
おとこの子が、おさつをヒラヒラさせながら、

「このかしを、せんぶくれい！」とさけんだので、おばさんは、  
びっくりして、大わらいました。

へ▽くんが、どこの子か、わからないでいるとき、そのうちの  
女の子が、小がっこうからかえってきて、

「あ、この子なら、しっていよい。」といつて、おんぶして、と  
おくのいえまでつれてかえってくれました。おばさんは、しろいお  
まんじゅうをもたせてくれましたが、へ▽くんは、おかしをせん  
ぶもってかえりたかったのに、とざんねんでたまらず、女の子のせ  
なかであげられて、なんどもズリおちました。

(註)——昭和十年代の五円札の入手先是不明。親が支払いの用意

に机の上においてあったものかもしれない。なお、女の子は、なる  
べく、おしりから離れたところをもっておんぶしたので、ズリおち  
やすさが加重されたという感触もある。)

### 二、たいちくん

へ▽くんが、五さいのころ、ほいくんであるぶのは、いつも、  
たいちくんといっしょでした。  
あるひ、かえりに、はじめて、たいちくんのいえに、いっしょに  
かえてくると、にわとりを、たくさん、かっている、たいちくん

あるが裁判官は出頭後に判断すると宙吊った。今回は、不出頭にもかかわらず却下即時抗告中。刑事裁判には参加申立がない意味（民事裁判の全生活・存在性）は十年来、私たちの注目してきたことの一つである。第一に、他の公判では具体的当事者が（宿舎や研究室に関連して）まず存在し、それへの参加が問題になるのに対し、A三六七では、だれも特定の当事者ではなく、全ての人が総体として対等に参加しているということであり、第二に、申請者と参加人（本訴では被告と参加人）に分断されうる必然はどこにもなく、法の秩序のしいる分断の逆方向に出現する主体（子どもを含む未生の生命）が中に存在することであり、第三に、特に本訴で國〇大学が被告を特定するやり方によって全ての公判過程が（権力によって！）併合審理され、同時に各人がこの過程にどのように参加するかで、その主体の情況・存在把握の水準が明らかになることである。  
子どもたちの原表現は法廷で、その対はA三六七で開示可能。ぜひ、この表現を含むうに参加していただきたい。

## \* 子どもたちへの表現

### 〔話者の自己史を媒介に〕

#### 一、おかしやさん

へ▽くんが、三さいのころ、パンツをはかずに、おかねをもつ

のおかあさんがあ、  
「これ、たいち、おまえは、もう、女の子をつれてかえったのか。  
こまつた子だねえ」といいました。

たいちくんが、

「ちがうよ、この子は男の子だよ」といつて、そこでいっしょに、  
おしつことをしたので、おかあさんは、アハハハとわらいながら  
「ごめん、ごめん。ゼにをあげるから、なにか、かつてたべなさ  
い」とあやまりました。

(註)——たいち君の母は、「お父さんに似て」困った子だ、といつ  
たような気もする。また、おしつことは、人目を気にして、ほとんど  
出なかつたようだ。たいち君とは、小・中学校が同じだったが、話  
をする機会がなくなつた。しかし、中学の耐寒マラソンでへ▽君  
が遅れそうになると、後から、何度もドンと押して励ましてくれた  
のは、たいち君であった。)

### 三、いけのくじら

へ▽くんが、七さいのころ、三かくのかたちをした三かくいけ  
のそばを、あるいていると、いけに、なみがたつて、大きいさかな  
がみえるようなきがしました。いえにかえつてから、おもいだすと、  
どうしても、あれはくじらだ、ほんとうにいるはずだ、といふきに  
なりました。

そこでへ▽くんは、せんめんきをもつて夕がたの、のはらのほ  
そみちを、いそいではしつて、三かくいけにつくと、いけの水を、  
すこしづつ、くみだして、そばの川へすてはじめました。

いけの水は、たくさんあるので、なかなかへりませんが、△△くんは、がんばりました。百ぱいをこえると、かぞえるげんきもなくなり、くじらがいる、まっている、というきもちだけで、水をくみつけました。

あたりがくらくなり、△△くんは、つかれて、そばの竹に、よりかかって、ウトウトねむりました。ゆめの中で、△△くんは、とうとう、くじらのような大きさかなをつかまえて、というより、いけのそこの大きいさかなに、竹でよじのぼってあそんでいました。

なんとなく、さむいし、おなかがすいたころ、△△くんは、しんぱいしてさがしにきた、うちのきんじょの人みにみつかり、なにをしていましたのかときかれました。△△くんは、ゆめの中のさかながたいせつだつたので、なにもこたえず、だまっていえにかえりました。

(註)——この悲哀感は、今でも、いくつものテーマについて味わっている。なお、この文章の原型は、小学校一、二年のころ作文にして出したが、年老いた先生は理科的な注意もせず、そつと丸をつけて返してくれた。現在の教師たちなら、どうするだろうか。)

### 〔話を聞く子どもたちの体験を応用しつつ〕

#### 一、三日月のふね

よるのそらに、きれいな三日月がでて、にわの水を入れたバケツにうつると、月はおふねのようでしょう? ～ちゃん、そっとあしをいれて、のってみますか? ふねがくだけて、みえなくなりますね。こんどは、かおを入れて、水でぬらしてから、めをとじて、月にのっていいるきもちになろうとしてごらんなさい。……

どこかで△△ちゃんや～～ちゃんのこえがします。三人で三

日月のふねにのっていよいよでしよう? …このあいだ、おふろで、～ちゃんは中におちたようですね。すぐに、そばのひとがたすけてあげたみたいですが、三日月のふねからおちたときはどうしたらいでしよう。：そのときは、おにわのアサガオのつるが、スルスルとのびてきて、～ちゃんのからだをつつみ、三日月のふねにもまきつくでしよう。三人で、つるをひっぱって、すこしずつ、にわにちかずき、ひまわりの花に、トンとあしをかけてにわにおりればよいのです。

(註)——三人の女の子の動き～関係は原型のまま)

#### 二、おようふく

三人の女の子が、おようふくをぬいでねていると、おようふくだけがおきだして、そっとあそびはじめました。いつも三人がやつているボールあそびをしているうちに、手がみじかいから、ボールがそれてころがっていきました。

「あ、子どもたちが、めをさますよ。」と、おようふくたちは、しんぱいして、サッと、もとのたたんであったところにもどって、じつとしていました。でも、だれもめをさまさなかったので、およぶくたちは、もう一ど、ボールあそびをはじめました。またボールがそれで、こんどは、ねている三人の女の子のかおに、じゅんばんに、ポン、ポン、ポンとあたつたので、みんな目をさましてしまいました。

おようふくたちは、あわてて、「シーン!」とさけびながら、そのままじっとしていましたが、もとのばしょでなかつたので、とてもしんぱいでした。でも女の子たちは、なにもいわずに、じぶんの

おようふくのあるところへ、はつていって、そばでスヤスヤとまたねむつてしまいました。

(註)——衣服へのセンスがなく、型や模様の識別が殆どできない△△君にはできない芸当であるが、方法的仮装への自己批判としては応用しうる。)

#### 三、はだかのあさ

あさ、めがさめて、△△ちゃんが、きがつくとはだかんばでした。パンツをはこうとタンスみると、からっぽです。この△△ちゃんや～ちゃんのふとんをあげてみると、みんなはだかんばです。いえの中には、ほかにだれもいません。なきだしそうになって、タンスのひきだしや、せんたくきや、ものほしばをしらべましたが、なにもありません。

しかたがないから、しんぶんや、がようしをパンツや、ふくのかたちにきつてみましたが、きせかえにんぎょうのように、まえにノリでつけられるだけです。そとにでるのは、はずかしいけれども、どうなっているか、みたいので、三人でそうだんして、せなかをよせあい、かにさんのように、よこあるきをしながら、すこしづつうごいて、そとにでてみました。すると△△おどろいたことには、みちには、たくさんの子どもたちが、三人とおなじように、かみを、からだのまえにつけて、かにさんあるきをしているのです。なにもつけない子もいます。そして、それから、どうなつていいか、みんなで、かんがえてください。

(註)——世界の壊滅の翌朝、自主ゼミ的に生き続けてくれるよう願いつつ。)

後註——以上の話を含む多彩な語り、が子どもたちのいう、「ふるほんいち」や同位相の空間で持続的におこなわれている。また、記号には、その場にふさわしい固有名詞を入れて発音する。

### 第三部 時の楔がみる夢〔抄〕

\*<sub>1</sub>

一九七〇・一・三のへなにものかへのあいさつ／の冒頭に記されている。年代や情況の表面的な変化とは関係なく格闘しなければならないテーマとしての

α、不可能性表現論

β、情熱空間論

γ、仮装組織論

の現在までの展開／軌跡は統一的な形態では未公開のまま集積し、私（たち）の△六甲▽第六章を表現／存在する原動力になっているが、その總体は未公開というよりは、一瞬ごとに具体化／方法化も実現してきた。前記のα、β、γの系列が出会い、交差し、包围してきたテーマ／方法を再検討しつつ世界と対峙させることが私（たち）の△バリケード▽なのである。

△▽がどのように出現してきたか、△—や△—への複素化に、どのような情況性があり、どのような応用範囲があるか、という表現的対象化作業一つをとっても、それだけで抽象しない全存在的テーマや作業がこめられており、呼吸の仕方、生命のあり方が変りうるほど△▽の領域への突入、微動だにしないようにみえる諸幻想領域の関係性への一瞬の、かつ持続的な△爆破▽装置の設定などが含まれる。

私たちには必然にしいられ、また自ら逆用しつつも、対権力闘

\*<sub>2</sub>

\*<sub>3</sub>

私（たち）は何を裁き、何に裁かれつつあるのか。

裁判所権力が各事件の真実／背後に渦巻く宇宙の審理を放棄し、ひたすら既成の法概念／判例に合わせて結論を出してくるのは当初から判っていたことであったが、この傾向が第一→二→三審と進むにつれて一層加速される力学には関心があった。それ以上に△事闘争／審理に、△年前から私たちの意識にあつたのは、△→△→三審の後の△審問△法廷で、私たちの行為の全体、おそらく法の規定の全てをおおい、はみ出し、転倒しきすほどの△罪▽の根拠を明らかにしていく、その方法を遠い先のどこではなく、この瞬間の法廷をふくむ全情況の中で展開しよう、その展開の仕方を私たちの△十△年が直接には交差していないようにみえる現段階の人類史のテーマ總体に応用してみよう、ということであった。くりかえすが、私（たち）は、それぞれの場面の直接的他者への了解不可能性を自明の前提として着々と何かをやってきた。また、いかなる先入観や慣行△慣性からも自由であろうとしてきた。

私（たち）の表現△が判りにくい、という批判がありうるのは自明であるとして、私（たち）は、圧倒的に多数であるが部分的な他者にとって了解しがたいしさやかなテーマを展開してきたのではなく、一瞬ごとの矛盾との格闘をみつめる永遠からのまなざしに応えようとするこの世界の全テーマに関する作業が、今は了解しがたいと視えてよい、という思いをかみしめてきたのである。むしろ幼児たちの心をもつ人にとって、私（たち）のやっていることほど判りやすく、たのしいものはない、と断言できるが。

\*<sub>4</sub>

△

私（たち）の表現△が判りにくい、という批判がありうるのは自明であるとして、私（たち）は、圧倒的に多数であるが部分的な他者にとって了解しがたいしさやかなテーマを展開してきたのではなく、一瞬ごとの矛盾との格闘をみつめる永遠からのまなざしに応えようとするこの世界の全テーマに関する作業が、今は了解しがたいと視えてよい、という思いをかみしめてきたのである。むしろ幼児たちの心をもつ人にとって、私（たち）のやっていることほど判りやすく、たのしいものはない、と断言できるが。

\*<sub>5</sub>

争において裁判過程を主要な場にしてきたようにみえるかもしないが、正確には、大学闘争ともいわれている世界史的波動が生じて以来、諸個人／組織／文明の總体が△事的な全幻想性構造の審問に不可避的にさらされているのであり、その一つとして共同幻想としての国家との対立が大学や法廷という幻想性落差の激しい空間で最も視やすく展開してきたというにすぎない。当初から私（たち）は、そのことに気付き、だまつてその△▽性の応用△拡大にはげんできた。多くの分野のうち、科学論の分野に限っても、空間性、エントロピー、時間の原点の設定条件、可逆△不可逆変化、位相差と生命、コンピュータ△などに関する△バリケード▽的考察を含めて、自然科学批判や公害、反核△などの諸闘争の限界批判を△バリケード内の科学者たちの挫折の根拠との関連において十分に提起しうる準備がある。△刃の刃極△で表現すれば、

天文薄明——太陽が地平線下18度にある時刻の明るさで、肉眼で見うる最も暗い星（六等星）が出そろう。

市民薄明——太陽が地平線下7・4度にある時刻の明るさで、人工照明なしでは仕事ができなくなる。（昔の「明け六つ」、「暮れ六つ」）

この二つの△薄明△の差にこめられる問題△科学を含む、人間のかかわる全領域に大学闘争の世界史性の深さでかかわろうとするのである。また、どのような制度△知識△技術△行動も自主ゼミ的に解体しつつ基本から極限まで再構成する条件がで

## ▲ 訂 正 ▼

第八七号に次の校正ミスがあるので訂正します。

一ページ上段左から五行目「第△一▽号一ページ」の次に「第△二▽号六七一六八ページ」

三ページ下段右から五行目「訴状」→「提訴」

四ページ下段左から二行目「後註一」→「後註四」

六ページ下段左から一二行目「冒頭」→「冒頭」

一一ページ下段右から七行目「証言に」→「証言で」

一三ページ上段左端「媒介してしか」の「しか」をとる。

下段右端「ほどの」から「の」をとる。

一五ページ上段左から四行目「不可決」→「不可欠」

下段左から十行目「あることが」→「あることを」

一六ページ上段左から八行目「ところで」→「東京地裁」

一三ページ上段右から八行目「一」は七行目と九行目も包括する。

上段左から八行目「野村 修氏」の上に「( )」をつける。

一三ページ下段左から二行目「・」→「、」

一四ページ上段右から九行目「テーマ引きよせを」→「テーマを引きよせ」

二六ページ上段右から二行目「教職員十数名ら」→「教職員ら十数名」

二九ページ下段右から四行目「起訴」→「表現」

下段左から一二行目「シリーズ」の下に「( )」をつける。

三一ページ上段右から六行目「RBへ」→「RBに」

上段左から一行目「拡幅」→「振幅」

三二ページ下段右から五行目「訴状」→「提訴」

三三ページ下段右から八行目「ビラなど」の次に「( )」を入れる。

三五ページ上段左から四~五行目「石田光代に対する分離判決」→「石田光代を分離する判決」

下段左から三行目「より」の次に「深い」を入れる。

三八ページ上段右から一行目「擬制の終焉」の「( )」の前に「( )」を入れる。

下段右から八行目「開始された。」の次に「人権委員会の意向をも考慮せざるを得ない司教区長・相馬氏の助言もあり」を入れる。

下段左から二行目「機動隊導入などが誤りであること」→「機動隊導入が誤りであることなど」

四〇ページ上段右から七行目「提起、応酬」→「引用、応用」

上段左から九~十行目「一〇・一六の」→「一〇・一六付で」

四一ページ上段右から五行目「存在責任」の次に「の対象化」を入れる。

上段左から五行目「大使館員」の次に「やカトリック正義と平和委員会メンバー」を入れる。

下段左から二行目「複数」→「複素数」

四二ページ上段左から八行目「当事」→「当時」

下段左から六行目「十六」→「二十六」

四三ページ上段右から七行目「第二回」→「(第二回)」